

2021 年度第 3 回宇宙法規範形成研究会

「宇宙活動における原子力電源の利用と国際規制枠組み ～月面有人活動を見据えて～」

東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員

防衛大学校 非常勤講師

高屋友里

アブストラクト：

近年、月面有人活動において宇宙用原子力電源（以下、NPS）の利用を計画する宇宙活動国がある。しかし既存の NPS 関連法規範は、天体上の NPS 利用を明示的に適用対象としていない。2021 年 4 月 19 日、国連 COPUOS・STSC において「宇宙空間における宇宙用原子力電源の利用に関する作業部会」の再設置が決定され、1992 年 NPS 原則および 2009 年 NPS 安全枠組みの相互作用性・有用性が確認された。また、国際原子力機関は、地球軌道および大気圏再突入時における NPS 事故に対し、1986 年原子力事故援助条約および 1986 年原子力事故早期通報条約が適用されるとの認識を示した。しかしこれら 4 つの法規範は天体上における NPS 利用や NPS 事故を想定しておらず、宇宙飛行士に対する人的リスク（放射能被曝リスク）に対応していない。本研究は、月面有人活動を前に、既存の NPS 法規範が抱える課題の明確化を図るものである。